

八幡平市平館（柵沢）地区最終処分場環境影響評価業務委託 特記仕様書

【第1章 総則】

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、一般財団法人クリーンいわて事業団が発注する「八幡平市平館（柵沢）地区最終処分場環境影響評価業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本仕様書以外の事項については、岩手県県土整備部制定の「設計業務等共通仕様書」（平成27年10月1日）に基づき行うものとする。

（委託条件）

第2条 委託条件は、下記のとおりとする。

場 所：八幡平市平館第2地割地内（柵沢筋）（別添位置図のとおり）

最終処分場の種類：産業廃棄物管理型最終処分場

構造形式：オープン型

埋立容量：約610,000m³/期

埋立面積：約6ha/期

最終処分場の期数：3期（1期当たりの埋立期間は15年間を想定。1期ごとに建設する）

（目的）

第3条 本業務は、岩手県環境影響評価条例（平成10年7月15日条例第42号。以下「条例」という。）に基づき、八幡平市平館（柵沢）地区最終処分場に係る環境影響評価を実施するものである。

なお、本処分場計画は岩手県環境影響評価条例の第2種事業に該当するものであるが、第2種事業に係る環境影響評価の手続の要否の判定を受けることなく同条例に基づく環境影響評価を実施するものである。

（適用指針等）

第4条 本業務は、本仕様書によるほか、下記の指針等に準拠して行うものである。

- (1) 岩手県環境影響評価技術指針（平成11年1月14日告示第19号の3）
- (2) 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- (3) 廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日厚生省令第61号）

(範囲)

第5条 本調査の範囲は、事業予定地及びその周辺地域とし、本事業の実施により環境への影響が予想される地域とする。

(履行期間)

第6条 委託期間は、平成31年3月24日までとする。

ただし、第31条に示す成果品については、以下の期日までに提出するものとする。

【方法書】 平成28年11月18日まで

【準備書】 平成30年7月2日まで

【評価書】 平成31年3月1日まで

【第2章 方法書の作成等】

(計画準備)

第7条 本事業計画の内容、業務の目的を十分理解し、方法書、準備書及び評価書作成等業務について、業務概要、実施方針、実施体制、業務工程等を記載した業務実施計画書を作成する。

(事業特性及び地域特性の把握)

第8条 総則に定める適用指針等及び事業計画に基づき、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たり必要な範囲で、対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、以下の情報を把握する。

(1) 事業特性の把握

- a 対象事業の種類（一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の別及び産業廃棄物の最終処分場においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イからハまでに規定する産業廃棄物の最終処分場の別）
- b 対象事業に係る最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積
- c 対象事業実施区域の位置
- d 対象事業に係る最終処分場の埋立容量
- e 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類
- f 対象事業実施区域の面積
- g 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の量
- h 対象事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要
- i 対象事業に係る最終処分場の放流水の放流先

- j 対象事業の工事計画の概要
- k その他対象事業に関する事項

なお、これらの情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

(2) 地域特性の把握

ア 自然的状況

- a 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- b 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- c 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- d 地形及び地質の状況
- e 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- f 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

イ 社会的状況

- a 人口及び産業の状況
- b 土地利用の状況
- c 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況
- d 交通の状況
- e 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況
- f 下水道の整備の状況
- g 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他環境の保全に関する施策の内容
- h その他対象事業に関し必要な事項

なお、これらの情報については、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するとともに、必要に応じ、国、県、市町村、専門家その他の地域特性に関する知見を有する者からの聞き取り調査又は現地の状況の確認を行うものとする。

(環境影響評価の項目の選定)

第9条 環境影響評価の項目の選定にあたっては、以下に示す手順により行うものとし、対象事業等の実施により受けるおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。

(1) 環境影響要因の把握

事業特性を勘案し、岩手県環境影響評価技術指針別表第2に掲げる環境影響要因を基準として検討し、対象事業等に係る環境影響要因を把握する。

(2) 環境への影響の発生過程等の検討

地域特性を勘案し、(1)により把握した環境影響要因による環境への影響の発生過程を検討するとともに、環境への影響の程度を検討する。

(3) 環境影響評価の項目の選定

(1)及び(2)を踏まえ、岩手県環境影響評価技術指針に従い、必要に応じて項目の削除又は追加を行うことにより環境影響評価の項目を選定する。

ア 環境影響評価の項目の削除

環境影響評価の項目に関する環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合に項目の削除を行う。

イ 環境影響評価の項目の追加

環境影響評価の項目以外の項目に関する環境影響が相当程度となるおそれがある場合に項目の追加を行う。

ウ 専門家の助言

環境影響評価の項目の削除又は追加は、事業特性及び地域特性を勘案し、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行う。

(4) 選定項目の名称等

環境影響評価の項目として選定した項目に係る具体的な物質名、保全すべき種の名称、場所等を一覧できるよう整理するとともに、選定項目として選定した理由を明らかにすることができるよう整理する。

- c 調査地域は、調査対象の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により環境の状況が一定程度以上変化する地域又は環境が直接改変を受ける地域及びその周辺とし、調査地域の設定に当たっては、必要に応じ概略の環境影響を検討する。

また、調査地点は、調査内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の環境の状況を代表する地点又は環境影響の予測及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点を設定する。
- d 調査期間及び頻度は、調査内容を適切かつ効果的に把握することができる期間及び頻度とする。季節の変動の状況を把握する必要がある内容の調査については、当該変動の状況が適切に把握することができる期間とする。
- イ 調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査の方法を選定すること。

(2) 予測の方法

予測の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意する。

- ア 次に掲げる予測内容等に留意し、必要な予測の方法を選定すること。
 - a 予測内容は、選定項目に係る環境の状況の変化又は環境への負荷の量を把握することとする。
 - b 予測方法は、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により定量的に予測内容を把握することができる方法（定量的に把握することが困難な場合にあつては、定性的に予測内容を把握することができる方法）とする。
 - c 予測の前提となる条件は、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な事項を設定する。
 - d 予測の対象とする地域は、事業特性及び地域特性を勘案し、調査地域のうちから適切に設定する。
 - e 予測の対象とする地点を設定する場合は、選定項目の特性に応じ、保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域の環境影響を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点その他の保全すべき対象への環境影響を的確に把握することができる地点を設定する。
 - f 予測の対象とする時期、期間又は時間帯は、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、次に定める内容に従い、選定項目ごとに各環境影響要因による環境影響を的確に把握することができる時期、期間又は時間帯を設定する。
 - (a) 工事の実施による環境影響については、当該環境影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。ただし、複数の環境影響要因が同時に存在する場合には、単独の環境影響だけでなく、関係するすべての環境影響要因による環境影響を合成して最大となる時期、期間又は時間帯とする。

- (b) 存在による環境影響については、工事終了後一定期間を経過し、環境影響がほぼ一定となる時期とする。ただし、当該土地等の存在による環境影響がほぼ一定となるまでに長期間を要する場合においては、必要に応じ中間的な時期に補足的に予測を行う。
- (c) 供用による環境影響については、供用に伴う事業活動等が定常的な状態に達した時期若しくは時間帯又は供用による環境影響を的確に把握することができる時期とする。ただし、供用開始から供用に伴う事業活動等が定常的な状態に達する時期若しくは供用による環境影響を的確に把握することができる時期までに長期間を要する場合又は供用による環境影響が継時的に大きく変動する場合においては、必要に応じて中間的な時期又は時間帯に補足的に予測を行う。
- イ 予測方法の特徴及びその適用範囲、予測条件、予測地域、予測地点及び予測対象時期等の設定根拠、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、その内容の妥当性を明らかにすることができるように整理すること。
- ウ 予測条件が不確定な場合にあつては、複数の予測条件を設定するなどの方法により予測を行うものとし、複数の予測条件と各予測条件に対応する予測結果とを対照することができるように整理すること。
- エ 当該対象事業等以外の要因によりもたらされる将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合又は現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあつては、現在の環境の状況）を勘案して予測すること。この場合において、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにすることができるよう整理すること。
- オ 新規の予測方法を用いる場合その他環境影響の予測に関する知見が十分蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案し、当該不確実性の内容を明らかにすることができるよう整理すること。
- (3) 評価の方法
- 評価の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意する。
- ア 予測において、複数の環境影響要因による環境影響を合成した場合は、評価も合成したものに基づいて行うこと。
- イ 調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業等の実施により選定項目に係る環境影響が、事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする方法であること。
- ウ 国、県又は市町村によって環境保全の観点からの基準、目標等が示されている場合は、当該基準、目標等と予測の結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする方法であること。

(選定項目及び選定方法の整理)

第 11 条 調査等の項目及び方法の選定を行った後、以下の事項を明らかにすることができるよう整理する。

- (1) 選定項目ごとの調査等の方法として選定した方法及びその理由
- (2) 岩手県環境影響評価技術指針に示す項目のうち調査等の項目として選定しなかった項目及びその理由

(方法書の作成)

第 12 条 事業特性、地域特性、環境影響評価項目の選定結果並びに選定した調査、予測及び評価の手法等を取りまとめ、方法書を作成する。また、方法書を要約した書類（以下「要約書」という。）も作成する。

(事前協議)

第 13 条 岩手県環境生活部と環境影響評価方法書の内容に関する事前協議に対応する。協議は 2 回を想定している。

(方法書説明会の開催補助)

第 14 条 方法書の住民説明会について、説明資料作成等の準備、説明会への出席、説明の補助、議事録の作成等の開催補助を行うものとする。なお、説明会の開催は、1 回を想定している。

(岩手県環境影響評価技術審査会対応)

第 15 条 環境影響評価方法書の技術審査会について、資料の作成、出席、説明の補助等を行う。

2 技術審査会の結果概要について、要点整理する。

(意見書の取りまとめ及び見解書の作成等)

第 16 条 方法書の縦覧期間に提出された意見書を整理し、方法書意見概要書の作成を行うものとする。また、方法書についての知事意見に対し、技術的知見から事業者の見解の整理を行うものとする。

【第 3 章 準備書の作成等】

(調査の実施)

第 17 条 方法書及び方法書に対する岩手県知事等の意見を踏まえ、選定した環境影響評価項目について既存資料の調査及び現地調査を実施する。なお、想定される現地調査の内

容を下表に示す。

[現地調査 (想定)]

項目	調査対象	期間、時期等	地点数	
大気質	[環境要因の区分：工事の実施 建設機械の稼働、土地又は工作物の存在及び供用 埋立・覆土用機械の稼働]			
	・窒素酸化物 (二酸化窒素、一酸化窒素) ・浮遊粒子状物質 ・気象 (風向・風速)	4 季に各 1 週間	・対象事業実施区域内 2 地点	
	・降下ばいじん	4 季に各 1 カ月	・対象事業実施区域内 2 地点	
	[環境要因の区分：工事の実施 資材等の運搬車両の運行、土地又は工作物の存在及び供用 廃棄物等の運搬車両の運行]			
	・窒素酸化物 (二酸化窒素、一酸化窒素) ・浮遊粒子状物質	4 季に各 1 週間	・搬入道路沿道 1 地点	
騒音、振動、交通量	[環境要因の区分：工事の実施 建設機械の稼働、土地又は工作物の存在及び供用 埋立・覆土用機械の稼働、浸出液処理施設の稼働]			
	・騒音レベル ・振動レベル	平日及び休日各 1 日 (24 時間)	・対象事業実施区域敷地境界及び周辺の住宅付近計 2 地点	
	[環境要因の区分：工事の実施 資材等の運搬車両の運行、土地又は工作物の存在及び供用 廃棄物等の運搬車両の運行]			
	・騒音レベル ・走行速度 ・振動レベル ・地盤卓越振動数	平日及び休日各 1 日 (16 時間)	・搬入道路沿道 5 地点	
	・自動車交通量	平日及び休日各 1 日 (24 時間)	・搬入道路沿道 4 地点	
		平日及び休日各 1 日 (16 時間)	・搬入道路沿道 1 地点	
悪臭	[環境要因の区分：土地又は工作物の存在及び供用 廃棄物の存在・分解]			
	・臭気指数 ・特定悪臭物質濃度 (22 項目)	2 回	・対象事業実施区域敷地境界及び周辺の住宅付近計 2 地点	
水質	[環境要因の区分：土地又は工作物の存在及び供用 最終処分場の存在、浸出液処理水の排出]			
	(水の汚れ等)	・一般観測項目 ^{※1} ・生活環境項目 (5 項目) ^{※2}	4 季に各 1 回	・放流先河川 6 地点
		・健康項目 (27 項目) ・ダイオキシン類	2 季に各 1 回	
	(土砂による水の濁り)	[環境要因の区分：工事の実施 造成等の施工、土地又は工作物の存在及び供用 浸出液処理水の排出]		
・浮遊物質量		降雨時 2 日 × 1 回	・放流先河川 6 地点	

地下水 (地下水の流れ)	[環境要因の区分：工事の実施 造成等の施工、土地又は工作物の存在及び供用 最終処分場の存在]			
	水位	・地下水位	1年間連続(1回/月データ回収)	・4地点(観測井戸は既設のものを使用)
水質	・地下水環境基準項目 ・ダイオキシン類 ・電気伝導率 ・塩化物イオン	4季に各1回		
動物	[環境要因の区分：工事の実施 造成等の施工、建設機械の稼働、資材等の運搬車両の運行、土地又は工作物の存在及び供用 最終処分場の存在]			
	・哺乳類 (任意観察、捕獲調査、自動撮影、夜間調査等)	4季×3日	・対象事業実施区域内及び周辺200m程度の範囲	
	・鳥類 (任意観察、ラインセンサス、定点観察、夜間調査等)	4季×3日	・対象事業実施区域内及び周辺200m程度の範囲	
	・猛禽類(定点観察、林内踏査)	(定点観察)1~7月に3日×2年、3定点 (林内踏査)2回×2年	対象事業実施区域内及び周辺	
	・昆虫類 (任意採集、ベイトトラップ、ライトトラップ)	3季×4日	・対象事業実施区域内及び周辺200m程度の範囲	
	・は虫類 (任意観察、捕獲調査等)	3季×3日	・対象事業実施区域内及び周辺200m程度の範囲	
	・両生類 (任意観察、捕獲調査、夜間調査等)	3季×3日	・対象事業実施区域内及び周辺200m程度の範囲	
	・底生動物 (コドラート法、任意採取)	4季×2日	対象事業実施区域内3地点及び放流先河川等4地点	
	・魚類 (任意観察、捕獲調査)	3季×2日	対象事業実施区域内3地点及び放流先河川等4地点	
植物	[環境要因の区分：工事の実施 造成等の施工、土地又は工作物の存在及び供用 最終処分場の存在]			
	・植生 ・植物相	1季 4季	・対象事業実施区域内及び周辺200m程度の範囲	
生態系	[環境要因の区分：工事の実施 造成等の施工、土地又は工作物の存在及び供用 最終処分場の存在]			
	(動物及び植物の現地調査結果の活用を想定)			
景観	[環境要因の区分：土地又は工作物の存在及び供用 最終処分場の存在]			
	・景観(写真撮影)	4季×1回	・4地点	
人と自然との 触れ合い活動 の場	[環境要因の区分：工事の実施 造成等の施工、土地又は工作物の存在及び供用 最終処分場の存在]			
	・利用状況	4季×1回	・3地点	

※1 気温、水温、外観、臭気、色度、透視度

※2 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、溶存酸素量、大腸菌群数

(事業特性及び地域特性の把握)

第 18 条 第 8 条で把握した事業特性及び地域特性について時点更新する。

(予測及び評価の実施)

第 19 条 選定した環境影響評価項目について、方法書及び方法書に対する岩手県知事等の意見に基づき、予測及び評価を行う。

(環境保全措置の検討)

第 20 条 予測結果に基づき、本事業の実施に係る環境影響の回避、低減措置や代償措置の実施などの環境保全措置の検討を行う。

(事後調査計画の検討)

第 21 条 各環境影響評価結果を受け予測の不確実性が大きい場合または効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等において環境影響への影響の重大性に応じ、事後調査計画の検討を行う。

事後調査の項目、手法については、事後調査の必要性、項目の特性、地域特性に応じた適切な内容となるようにし、環境影響評価結果と対比できるように設定する。

また、事後調査は環境への影響がもっとも少ない手法を検討する。

(環境影響等の総合的な評価)

第 22 条 環境影響評価項目のそれぞれについて、予測及び評価の結果並びに環境保全措置の検討結果の概要を整理し、評価結果の相互の関係を検討することにより環境影響等の総合的な評価を行う。

(報告書・環境影響評価準備書等の作成)

第 23 条 第 17 条から第 22 条までの内容を取りまとめ、準備書・要約書及び参考資料の作成を行う。

(事前協議)

第 24 条 岩手県環境生活部と環境影響評価準備書の内容に関する事前協議に対応する。なお、協議は 2 回を想定している。

(準備書に係る住民説明会等支援)

第 25 条 準備書の住民説明会について、説明資料作成等の準備、説明会への出席、説明の補助、議事録の作成等の開催補助を行うものとする。なお、説明会の開催は、1 回を想定している。

また、現地調査の開始時と中間時に近隣2地区の住民を対象とした説明会を各1回行うこととする。

(岩手県環境影響評価技術審査会対応)

第26条 環境影響評価準備書の技術審査会について、資料の作成、出席、説明の補助等を行う。

2 技術審査会の結果概要について、要点整理する。

(意見概要・事業者見解書の作成)

第27条 住民意見、知事意見の概要を整理するとともに、各々に対する事業者見解を作成する。

【第4章 評価書の作成等】

(環境影響評価書の取りまとめ)

第28条 環境影響評価準備書に対する知事意見等を踏まえ、準備書の内容について検討を加え、環境影響評価を行った結果について取りまとめ、環境影響評価書を作成する。

2 環境影響評価書に基づき、同要約版、同資料編を作成する。

(事前協議)

第29条 岩手県環境生活部と環境影響評価書の内容に関する事前協議に対応する。なお、協議は2回を想定している。

【第5章 その他】

(打合せ・協議)

第30条 本業務の各段階において、必要な協議・打合を適宜行うものとする。打合せ・協議の回数は、業務着手時、業務完了時のほか次の回数を想定している。

- ・方法書 6回
- ・準備書 6回
- ・評価書 3回

(成果品)

第31条 成果品は、以下のとおりとする。

なお、本業務委託は電子納品対象業務であり、電子成果品は、岩手県電子納品ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成すること。

【方法書】

(1) 環境影響評価方法書	60 部
(2) 要約書	100 部
(3) 方法書のあらまし	200 部
(4) 電子媒体 (CD-ROM)	2 部
(5) 方法書説明会資料	1 式

【準備書】

(1) 環境影響評価準備書	60 部
(2) 同準備書資料編	60 部
(3) 要約書	100 部
(4) 準備書のあらまし	200 部
(5) 電子媒体 (CD-ROM)	2 部
(6) 準備書説明会資料	1 式
(7) 環境影響調査現地調査報告書	10 部

【評価書】

(1) 環境影響評価書	40 部
(2) 同評価書資料編	40 部
(3) 要約書	100 部
(4) 電子媒体 (CD-ROM)	2 部

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

(○) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。
 () 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「○」を記入すること

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		○	
DRAWING	図面		○	
PHOTO	写真		○	
SURVEY	測量		○	
BORING	地質		○	

※ 作成者欄の「○」は義務を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体 (CD-R) で 2 部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

平成 年 月 日

様

受注者
住 所
氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル1)	部		平成 年 月	

[備考]

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日：平成__年__月__日

- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・1/○：__
 - ・2/○：__